

不安をそのままに しないでほしい。

「司法書士に相談するのって高いんでしょ？」
とおっしゃるお客様がいらっしゃいます。

不安をそのままにしないで、
もっと気軽に相談してほしい。
そう思い、当事務所では、初回のご相談1時間は
無料としております。

また、ご安心して相談ができるように
ご自宅等へ伺っての訪問相談もおこなっております。

相談内容はひとりひとり違うから、
きちんと向き合いお話しを聞かせていただく。
舞鶴中央司法書士事務所は、
これからもみなさまの身近な法律家であり続けます。お気軽にご相談ください。

なにができるの？

当事務所では幅広い分野で皆様の負担を軽減する
サポートをおこなっています。

[登記]に関すること

- 「不動産を売買したので名義を変えたい」
- 「会社を作りたい」
- 「住宅ローンを払い終わったので、
抵当権を抹消したい」など

[財産]に関すること

- 「遺言書を作りたい」
- 「相続放棄をしたい」
- 「認知症になったときの備えをしたい」など

[お金のトラブル]に関すること

- 「仕事の報酬を払ってもらえない」
- 「未収金のままで困っている」
- 「借金についての相談をしたい」など

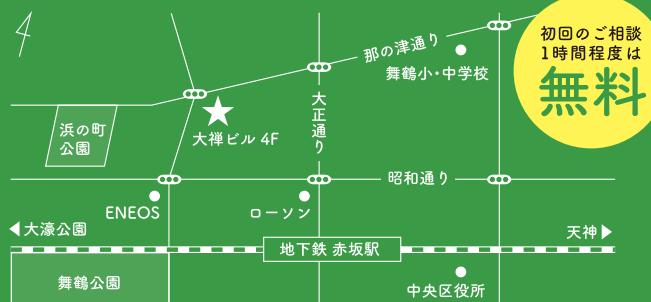
お問い合わせ

TEL 092-741-3149



[電話相談受付] 平日/9:00-18:00 ※土日祝対応も可能
<https://maizuru-office.com>

舞鶴中央司法書士事務所
〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目7番13号大禪ビル410



仕事をしたのに
お金を払つてもらえない。
あきらめるしか
ないのでしょうか？



そんなことはありません。
未収金を回収できるまで
お付き合いいたします。

舞鶴中央司法書士事務所

未収金の落とし穴。

「貸したお金を返してもらえない。」

「商品の代金を支払ってくれない。」

「仕事をしたのに報酬を払ってくれない。」

未収金は、そもそも、会社や個人の資産です。

未収金が発生してから、**5年で時効***を迎えてしまうことも！ そうなると、未収金の回収ができなくなってしまいます。

また、相手方との関係もあるからと、損金として処理をする場合にも注意が必要です。どのような請求をして、いつどのような対応策を講じたのか、記録をつけておかなければ貸倒損失に計上が出来ず、必要経費として処理できない場合があります。

だから、債権回収は長期化させずに、早めに対処することがとても重要です！

*2020年以降に発生したもの。

ここでは、「未収金を回収したケース」をいくつか分けてご紹介。

未収金でお困りの方は、司法書士へご相談ください。

TEL 092-741-3149

CASE:1

電話をしても、全然支払ってもらえない。



司法書士からの**直接電話交渉**で支払ってもらえた！

専門家からの連絡は、とても効果的！ 電話がつながるのであれば、まずは電話での交渉がおすすめ。支払ってもらえる可能性が十分あります。

CASE:2

マンションの管理費・修繕積立金が未納の人がいて困っているが、電話をしても効果がない。



司法書士から**内容証明**を送ってもらい、支払ってもらえた！

当事者からの督促状よりも、専門家からの督促状は、とても効果的！ 連絡がない場合は、訴えを起こすなど予告をすることで、相手によりプレッシャーを与えることができます。

CASE:3

仕事をしたのに支払われず、長い間、電話も書類も無視されている。



裁判所から支払督促(請求書のようなもの)を送ってもらい、支払ってもらえた！

裁判所を通じて金銭の支払いを請求し、2週間以内に返事がなければ、再度申立て(仮執行宣言の申立て)をすることで、相手方の財産を差し押さえることができるようになります。通常、申立てを行うと、相手方から連絡があり、和解するケースが多いです。

CASE:4

次も仕事をお願いするからと言われ、請求できずに困っているが我慢の限界だ。



訴えを起こし裁判所で和解。分割で支払ってもらえた！

相手方との関係性を断ち切る決算も時には必要です。その際、トラブル回避のために裁判所で話し合いを行うことが効果的。通常、訴えを起こした後に支払ってもらえるケースが多く、それだけプレッシャーを与えることができる場所が裁判所です。また、少額訴訟(60万円未満)であれば、1日で裁判が終わるので解決までの時間が短いこともあります。

※認定司法書士は140万円以下の金銭債権について、裁判上・裁判外で代理人として手続きを行うことができます。